

標津町における企業立地に係る優遇措置

(1) 助成制度

北海道産業振興条例に基づく助成

類型	区分	対象施設	対象業種等	新設 増設	対象要件	助成額	限度額
類型 I	成長産業分野	工場	自動車関連製造業 (自動車・同付属品製造業)	新設	投資額:20億円以上 雇用増:40人以上	投資額×10%	最高35億円 (雇用増に応じた上限 スライド制)
			電気・電子機器製造業				最高15億円 (雇用増に応じたスラ イド制)
			医薬品等製造業	増設		投資額×5%	10億円
			基盤技術産業	新設		投資額:2千5百万円以上 雇用増:5人以上	投資額×10%
	増設	投資額×5%		10億円			
		特定事業所等	産業支援サービス業・ ソフトウェア業	新設	投資額:5千万円以上 特定技術者:5人以上	特定技術者1人当り 100万円	1億円かつ投資額の範 囲内
発展基盤施設 分野	試験研究施設	自然科学研究所	新設	投資額:10億円以上 研究員:5人以上	投資額×10%	10億円	
	航空機整備 関連施設	航空機整備関連事業	新設	投資額:20億円以上 雇用増:40人以上			
類型 III	市町村連携促 進分野	工場 試験研究施設 特定事業所 等	製造業	新設 及び 増設	投資額:2千5百万円以上 雇用増:5人以上	投資額×4%	1億円
			自然科学研究所				
			ソフトウェア業 データセンター事業 コールセンター事業			雇用増1人当り50万 円(6人目から支 給)	5千万円

(2) 税制優遇措置

過疎地域にかかる特例

国税	特定事業用資産の買い換え特例		既成市街地等誘致区域外から、工場適地等誘致区域内へ工場等に移転し、 買い換え資産として工場用地、建物、機械設備等を取得し、旧用地等を譲渡 する場合は、課税の特例が認められる。	
	特定地域にお ける工業用機 械等の特別償 却	対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・機械、装置 ・建物、付属設備 ・製造業 ・ソフトウェア業 	
		対象設備の取得価格	2000万円超	
		償却割合	機械・装置	10/100
建物	6/100			
道税	事業税	課税免除(※事業税は3年間) 要件:2700万円超の設備取得		
	不動産取得税	・製造業、ソフトウェア業		
町税	固定資産税	標津町企業奨励並びに誘致に関する条例による企業指定された企業 町税の課税免除又は不均一課税(3年間)		

(3) 貸付制度

(ア) 中小企業総合振興資金

企業立地貸付	融資対象	次の業種(北海道が行なう企業立地促進費補助金の対象業種)に係る事業所の新增設を行なう者 製造業、自然科学研究所、航空機整備関連業種、国際物流関連業種、ソフトウェア業、データセンター事業、コールセンター事業									
	融資条件	資金用途	設備資金								
		融資金額	8億円以内								
		融資期間	15年以内(うち据置2年以内)								
		融資利率	無利子								
		担保及び償還方法	<table border="1"> <tr> <td>【固定金利】</td> <td>【変動金利】</td> </tr> <tr> <td>3年以内 年1.7%</td> <td>年1.7%</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.9%</td> <td>※年2回金利が変動</td> </tr> <tr> <td>7年以内 年2.1%</td> <td>(融資期間が3年を超える申込みを行なう際に選択可能)</td> </tr> <tr> <td>15年以内 年2.3%</td> <td></td> </tr> </table>	【固定金利】	【変動金利】	3年以内 年1.7%	年1.7%	5年以内 年1.9%	※年2回金利が変動	7年以内 年2.1%	(融資期間が3年を超える申込みを行なう際に選択可能)
【固定金利】	【変動金利】										
3年以内 年1.7%	年1.7%										
5年以内 年1.9%	※年2回金利が変動										
7年以内 年2.1%	(融資期間が3年を超える申込みを行なう際に選択可能)										
15年以内 年2.3%											
信用保証	北海道信用保証協会の保証が必要となる場合あり										
創業貸付	融資対象	<p>1 事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に新たに事業を開始するあるいは2ヶ月以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの(ただし、事業開始時に中小企業者となるものに限る)</p> <p>2 中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの</p> <p>3 事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業である会社であって、設立後5年を経過しないもの</p>									
	融資条件	資金用途	事業資金								
		融資金額	2500万円以内 かつ、融資対象1のうち北海道信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内(再挑戦支援保証を受けようとする者については、1000万円以内)								
		融資期間	10年以内(うち据置2年以内)								
融資利率	<table border="1"> <tr> <td>【固定金利】</td> <td>【変動金利】</td> </tr> <tr> <td>3年以内 年1.7%</td> <td>年1.7%</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.9%</td> <td>※年2回金利が変動</td> </tr> <tr> <td>7年以内 年2.1%</td> <td>(融資期間が3年を超える申込みを行なう際に選択可能)</td> </tr> <tr> <td>10年以内 年2.3%</td> <td></td> </tr> </table>	【固定金利】	【変動金利】	3年以内 年1.7%	年1.7%	5年以内 年1.9%	※年2回金利が変動	7年以内 年2.1%	(融資期間が3年を超える申込みを行なう際に選択可能)	10年以内 年2.3%	
【固定金利】	【変動金利】										
3年以内 年1.7%	年1.7%										
5年以内 年1.9%	※年2回金利が変動										
7年以内 年2.1%	(融資期間が3年を超える申込みを行なう際に選択可能)										
10年以内 年2.3%											

(イ) 地域総合整備資金

企業立地貸付	融資対象	地域振興に資するあらゆる分野の民間事業が対象(以下の要件を満たすことが必要) ① 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されること。 ② 事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれること。 ③ 用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が2,500万円以上。 ④ 用地取得等の契約後5年以内に営業の開始が行われること。	
	融資条件	資金用途	設備資金及び試験研究開発費等当該設備の取得に伴い必要となる付随費用
		融資金額	一般事業において、借入総額の25%以内(限度額は、7.5億円) 複合施設において、借入総額の25%以内(限度額は、11.2億円)
		融資期間	5年以上15年以内(うち5年以内の据置期間を含みます)
		融資利率	無利子
		担保及び償還方法	民間金融機関による連帯保証が必要(元金均等半年賦償還(半年ごとの元金均等返済))
その他	ふるさと融資以外の借入(協調融資)は、民間金融機関、政府系金融機関等から任意に調達		